

# 鳥取県人工授精助成金のお知らせ

【お願い】 この助成金の交付申請をお考えの方は、このチラシをよくお読みいただき、ご不明な点や疑問点等ありましたら、必ず裏面記載の申請・問い合わせ先に御連絡ください。

**\*申請時期等によっては、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。**

## 内 容

この助成金は、人工授精（保険適用の治療を除く）に要する費用の一部を助成します。

## 対 象 者

次のすべてに該当する方とします。

- 1 法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫婦のいずれか一方又は両方が鳥取県内にお住まいの方。
- 2 本年度中（4月1日～翌年3月31日）に産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関で、人工授精による不妊治療（第三者からの精子の提供による人工授精を除く。）を受けた方。（※助成金交付は年度単位です。）

## 助成金額について

### 治療日の妻の年齢が35歳未満の場合

人工授精に要した費用の7/10を、1年度あたり14万円まで、通算2年度まで助成します。

### 治療日の妻の年齢が35歳以上の場合

人工授精に要した費用の1/2を、1年度あたり10万円まで、通算2年度まで助成します。

（※ただし、不妊症の検査や保険適用の治療 及び、入院費、食事代、精子の凍結や管理に関する費用は対象外）

## 申請から交付まで

### 1 申 請

以下の書類を、裏面に記載の「申請・問合せ先」までご提出ください。

#### 【提出書類】

チェック欄	提出書類	備 考
<input type="checkbox"/>	①鳥取県人工授精助成金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）	申請者が記入 ※申請者は夫と妻のどちらでも良いですが、原則、口座名義人と同じ方としてください。
<input type="checkbox"/>	②鳥取県人工授精助成事業受診証明書（様式第6号）	医療機関に記載を依頼してください
<input type="checkbox"/>	③人工授精に係る領収書の写し	医療機関が発行（原本をコピーしてください） ※②の受診証明書に領収年月日と合計金額が記載されていますので、提出漏れがないよう、ご確認ください。
<input type="checkbox"/>	④夫及び妻の住民票 （「続柄」及び「筆頭者」の記載があり、かつ「個人番号（マイナンバー）」の記載がないもの）	市町村役場が発行（発行日から3ヶ月以内のもの） ※夫婦が別の住所に居住している等、住民票では夫婦関係の確認ができない場合は、「戸籍抄本（又は謄本）（※法律上の夫婦であることが確認できるもの）」も必要です。 ※国籍要件はありませんが、外国人の方は「外国人登録原票記載事項登録証明書」（又は住民票）が必要です。

### 2 助成の交付決定・助成金の交付

申請書等の関係書類を審査の結果、適当と認める場合は交付決定し、助成金を口座振込みで交付します。

**申請期限****※申請期限を過ぎたものは申請できません。**

治療終了日	申請期限 (必着)
令和2年4月1日～令和3年1月31日	<b>令和3年3月31日 (水) の正午まで</b>
令和3年2月1日～令和3年3月31日	<b>令和3年5月31日 (月) の午後5時15分まで</b>

※助成金は原則として、人工授精をされた年度内(4月1日から翌年3月31日まで)に申請をしてください。  
 例外的に、2月1日から3月31日までに実施した人工授精については、翌年度の5月31日まで申請できますが、その場合は、申請した年度の助成としてみなされますので予めご了承ください。

**申請・問合せ先**

申請窓口は、居住地を管轄している各総合事務所福祉保健局 (各保健所) です。

お住まいの地域	機関名	住所	番号
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所福祉保健局 健康支援課 健康長寿支援担当 (倉吉保健所)	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	☎ 0858-23-3146 FAX 0858-23-4803
米子市、境港市 西伯郡、日野郡	西部総合事務所福祉保健局 健康支援課 健康長寿支援担当 (米子保健所)	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	☎ 0859-31-9319 FAX 0859-34-1392

**鳥取市、岩美郡、八頭郡にお住まいの方の申請先は鳥取市です。**

機関名	住所	番号
鳥取市保健所 健康・子育て推進課 子育て支援係	〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 (駅南庁舎1階)	☎ 0857-30-8584 FAX 0857-20-3965

\* 申請様式や提出書類は、鳥取市の定めによります。詳しくは直接お問い合わせください。

**Q&A よくある質問****Q1 人工授精を複数回行った場合は、まとめて申請ができますか。****A1** できます。ただし、受診証明書に記載されている治療のうち、一番初めの人工授精を行った年度内(3月末まで)に申請してください。

例) 令和3年1月までの治療は、令和3年3月末までに申請されると、令和2年度に行った助成となります。令和3年2月～3月に行った治療は、令和3年5月末まで申請できますが、その場合は、令和3年度に行った助成とみなします。

**Q2 1年度あたりの申請回数に制限はありますか。****A2** ありません。年度内の助成額が合計14万円(35歳以上の方は10万円)になるまでは、助成が受けられます。**Q3 通算2年度は連続していなければいけませんか。****A3** 連続している必要はありません。助成を受けた年度を1年度とカウントします。**Q4 『体外受精・顕微受精』といった不妊治療や、『不妊検査』には助成はありませんか。****A4** 体外受精・顕微受精、不妊検査についても助成していますので、詳細は上記申請・問合せ先へお問合せください。**Q5 『特定不妊治療(体外受精・顕微受精)』や『不妊検査』の申請を同時に行う場合、住民票はそれぞれの申請分必要ですか。****A5** 一部のみで結構です。